

## 国勢調査はどのような方法で行われますか？

国勢調査は、10月1日午前0時現在の状況について調査することとしており、調査の事務は9月上旬から10月下旬にかけて行われます。

9月14日以降に、総務大臣が任命した国勢調査員が日本国内のすべての世帯を訪問して、インターネットで回答するためのログインID、アクセスキーと紙の調査票を配布します。インターネットで回答する世帯では、9月14日から先行して回答することができます。

紙の調査票で回答する世帯では、記入した調査票を10月上旬に提出することになっています。

パソコンやスマートフォンでのインターネット回答なら、24時間ご利用いただけます。

できる限り、簡単で便利なインターネットでの回答をお願いします（従来からの紙の調査票でも回答が可能です）。インターネットで回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。

10月中旬以降、調査票の未提出世帯へは改めて調査員がお伺いします。

### インターネット回答期間



9/14<sub>月</sub> → 10/7<sub>水</sub>

インターネットで回答した世帯は、紙の調査票の提出が不要となります。

紙の調査票には何も記入せずに、他に使われないように、廃棄してください。

### 調査票（紙）での回答期間



10/1<sub>木</sub> → 10/7<sub>水</sub>

調査票の記入は黒の鉛筆をお願いします。  
調査票に記入漏れなどがあった場合は、確認のため村からお尋ねすることがあります。

## 国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください！

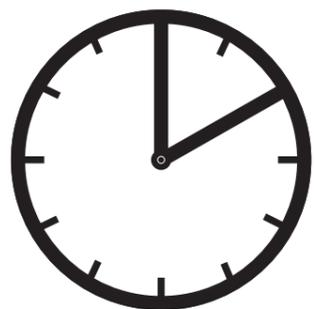
「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。

国や地方公共団体の職員、統計調査員等が、皆さまに対し、電話や電子メールで統計調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を調査することは絶対にありません。**統計調査員は、常に調査員証を携帯しています。調査員証を携帯していない者が訪問した場合、統計調査員になりすましている可能性があります。**

ただし、以下の場合、国や地方公共団体の職員（総務省統計局、独立行政法人統計センター、道、村）、統計調査員からお電話をする場合があります。

- 1 調査票を提出していただいた後、記入内容に不明な点があるため、確認をする場合
- 2 既に郵送や統計調査員の訪問により調査のお知らせ・お願いをしているが、期限までに調査票の提出が確認できないため、提出を再度お願いする場合（この場合でも、個人や世帯の情報を電話で聞き取ることはありません）

## 国勢調査はどのような事項を調べるのですか？



回答時間  
約10分

意外と  
かんたん♪

「世帯員の数」、「住居の種類」、「氏名及び男女の別」、「世帯主との続柄」、「現在の場所に住んでいる期間」、「5年前の住居の所在地」、「在学、卒業等教育の状況」、「仕事の種類」、「従業地又は通学地」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」など設問が16問用意されています。

回答時間は、ひとり暮らしの方の目安で約10分。  
意外とかんたんに回答できる調査です。

## 2020年 国勢調査が始まります

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、日本国内に住んでいるすべての人及び世帯を対象として5年ごとに行われます。令和2年（2020年）に行われる調査は、大正9年（1920年）を第1回として21回目に当たり、実施100年の節目を迎えます。

国勢調査では、10月1日現在、**日本国内にふだん住んでいるすべての人を、ふだん住んでいる場所で調査**を行います。このため、日本に住んでいる外国人も、調査の対象となります。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料として用いられることはもとより、国民の共有財産として、研究・教育活動、経済活動など幅広い分野で利用されます。

## 統計法に基づく国勢調査は、回答が義務付けられています

国勢調査は、国の統計に関する基本的な法律である「統計法」（平成19年法律第53号）第5条の規定に基づいて行われます。具体的には、総務大臣が国勢調査を行い、これに基づく統計（国勢統計）を作成しなければならないこととされています。

国勢統計の作成が統計法によって義務付けられているのは、①国勢調査は我が国に居住するすべての人及び世帯を対象とする唯一の全数調査であること、②国勢調査により、最も基本的な統計として多種多様な統計データが提供され、各種法令においてその利用が明記されていること、③将来推計人口を始めとする他の重要な統計を作成するための基準として利用されていることなどから、行政機関が作成する統計の中でもその重要性が際立って高いからです。

国勢調査を実施し正確な統計を得るためには、すべての世帯に正確に回答してもらう必要があります。国勢調査において正確な回答が得られなかった場合、この回答によって作成する統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことになれば、国勢調査の結果を用いて立案・実施される様々な政策や計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりすることになります。

**このため、国勢調査では、すべての方に必ず回答していただくこととしています。**

## 国勢調査の結果は広く活用されています

### 行政施策への利用

少子高齢社会に対応した政策や経済政策の策定など、各種政策のための基礎資料として活用されます



### 防災計画の策定のために



人口・人口密度・人口分布などを正確に把握し、防災対策の基礎資料として活用されます

### 地方交付税の算定基準



地方交付税は、各自治体の間の財政のバランスをとり、自主的で計画的な行政を運営するために大きな役割を果たしています